

2025年10月15日

商品・サービス

**「手形・小切手の最終振出期限の設定」および
「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了」のお知らせ**

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。これを受けて、手形・小切手のお取扱いを下記のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

当行は、引き続きお客さまにご満足いただける質の高いサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定について

最終振出期限	2026年9月30日（水）
実施内容	・手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）といたします。 ・最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了について

受付終了日	2026年9月30日（水）
実施内容	・2026年9月30日（水）をもって、当行以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。 ・入金先の口座は、当座預金の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

3. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

当行では、手形・小切手に代わる決済方法としてインターネットバンキングによるお振込やでんさいサービスを用意しておりますので、お客さまにおかれましてはお早めに電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上